

## 定期試験仮想問題 5 題

2015 年 7 月 14 日

明治学院大学法学部教授 加賀山 茂

**第 1 問** 民法 422 条の旧条文「債権者カ損害賠償トシテ其債権ノ目的タル物又ハ権利ノ価額ノ全部ヲ受ケタルトキハ債務者ハ其物又ハ権利ニ付キ当然債権者ニ代位ス」と、現行条文「債権者が、損害賠償として、その債権の目的である物又は権利の価額の全部の支払を受けたときは、債務者は、その物又は権利について当然に債権者に代位する。」とを比較して、以下の問いに答えなさい。

- ①民法の現代語化に際して、旧条文を現行条文のように修正したのはなぜか。
- ②旧条文における債権の「目的」とは何か。
- ③現行条文における「債権の目的」は何か。
- ④「債権の目的」と「債権の目的物」との違いを明確にしつつ、民法 422 条の趣旨を正しく表現するには、どのような方法があると考えられるか。
- ⑤そのような方法は、民法全体の体系に変更を加えることになるおそれがあるか。

**第 2 問** タール事件について、最高裁昭和 30 年判決（最三判昭 30・10・18 民集 9 卷 11 号 1642 頁）は、本件タールの引渡債権が「通常の種類債権であるとするれば、特別の事情のない限り、原審の認定した如き履行不能ということは起らない筈であり、これに反して、制限種類債権であるとするならば、履行不能となりうる代りには、目的物の良否は普通問題とはならないのであって、X が『品質が悪いと引取りに行かなかった』とすれば、X は受領遅滞の責を免れないこととなるかもしれない」と述べている。この点について、以下の問いに、条文の根拠を示して答えなさい。

- ①種類債権であるとする、目的物の良否は問題となるか、条文の根拠を示して答えなさい。
- ②特定物債権であるとする、目的物の良否は問題となるか、条文の根拠を示して答えなさい。
- ③特定物債権の場合に、債務者が品質の悪い目的物を提供した場合に、債務者は、債務不履行の責任を免れるか、条文の根拠を示して答えなさい。
- ④特定物債権の場合に、債務者が品質の悪い目的物を提供した場合に、債権者が、「品質が悪いと引取りに行かなかった」とすれば、債権者は、受領遅滞の責任を負うか。条文の根拠を示して答えなさい。

**第3問** 民法416条2項は、「特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。」と規定している。この点について、以下の問いに答えなさい。

- ①過失の定義における予見可能性とは何か
- ②民法416条2項における予見可能性とは何か。
- ③過失の定義における予見可能性と、民法416条2項の因果関係における予見可能性とはどの点に違いがあるか。

**第4問** 交通事故の被害者、加害者（保険契約者、被保険者）、保険会社（保険者）との関係について、次の問いに、条文の根拠を示して答えなさい。

- ①交通事故の直後に、被害者と加害者とが保険会社に保険金を請求した場合、保険会社は、どちらに保険金を支払わなければならないか。その根拠は何か。
- ②加害者が被害者に損害賠償を支払った後は、加害者は保険会社に保険金を請求することができるか。その根拠は何か。

**第5問** Xから $Y_1$ 、 $Y_2$ 、 $Y_3$ がそれぞれ、300万円、200万円、100万円を借り受けて、それぞれが、連帯して600万円を弁済することを約したとする。Xと $Y_1$ との連帯債務契約がXの詐欺を理由に取り消されたとして、以下の問いに、条文の根拠を示して答えなさい。

- ①この場合、 $Y_1$ 、 $Y_2$ 、 $Y_3$ は、Xに対して、それぞれ、どのような債務を負担するか。  
（全額〇〇〇万円（負担部分〇〇〇万円、保証部分〇〇〇万円）という形式で答えなさい。
- ② $Y_1$ に生じた事由が $Y_2$ 、 $Y_3$ に影響を与える理由について、アイラック（IRAC）の形式に従って答えなさい。
- ③Xの請求によって、事情を知らない $Y_2$ が、 $Y_1$ への事前の通知をせずに、600万円全額をXに支払い、 $Y_1$ に300万円を求償したとする。これに対して、 $Y_1$ は、 $Y_2$ に対して、どのような抗弁を主張できるか。条文の根拠を示して答えなさい。
- ④ $Y_2$ は、どのような救済を受けることができるか。